

(建設工事の請負の契約その1)

1. 当該価格で入札した理由

- 1 当該価格で入札した理由を、労務費・手持工事の状況・調査対象工事現場と倉庫等の距離・手持資材の状況・下請予定業者の協力などの面から詳細に記載する。
- 2 直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等において、経費を削減した点について具体的かつ明瞭に記載すること。(計数的な説明を行うこと。)
- 3 当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

2. 手持工事の状況

- 1 本様式は、調査対象案件の工事現場付近(半径20km程度)での手持工事の状況及び調査対象案件と同種の手持工事の状況について記載する。
- 2 手持工事の中で低入札価格調査対象案件が含まれる場合には優先的に記載すること。
- 3 下請けでの工事もしくは民間工事の場合、落札率の記載は必要ないものとする。
- 4 同種の手持工事については、工事の概要を記載すること。なお、調査対象工事の経費を縮減する要素がある場合には、どの経費をいくら縮減できるのか根拠を含めて計数的に明らかにすること。(概要欄に記載すること。)

※ 低入札価格調査対象案件が含まれる場合には、その契約書頭紙の写し・入札結果一覧及び低入札価格調査対象案件になった理由書(任意様式)を作成し、添付すること。

3. 調査対象案件の施工場所と入札者の事務所、倉庫等との関係

- 1 本様式は、調査対象案件において調査対象者が使用する事務所・倉庫及び利用予定の資材搬入ルートについて記載する。
- 2 当該事務所・倉庫等が複数存在する場合には、使用の主目的を記載すること。
- 3 資材搬入ルート欄については、最もよく使われる予定の倉庫から施工場所までのルートとし、その経路については、一番使うことになる想定ルートとする。
- 4 現場事務所の設置の有無欄については、設置の有無の理由・設置する場合の設置規模の理由について詳細に記載すること。また経費についても記載すること。
- 5 事務所・倉庫等が近距離に存在すること等により、調査対象工事の経費を縮減する要素がある場合には、どの経費をいくら縮減できるのか根拠を含めて計数的に明らかにすること。

※ 施工場所と事務所・倉庫等との位置関係を明らかにした地図を添付すること。
調査表1-2の工事現場付近の手持工事に記載がある場合は、当該施工場所も明記すること。

4. 手持資材及び手持機械・備品の状況

- 1 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持資材及び手持機械・備品について記載する。
- 2 手持資材の状況
 - 1 単価の欄には、手持資材の原価を記載する。
 - 2 購入業者名(調達元)の欄には、手持資材を調達した際の調達元を記載する。
 - 3 入札者との関係の欄には、購入した業者との関係を記載する。(例:協力業者・同族会社等)
- 3 手持機械・備品の状況
 - 1 単価の欄には、手持機械・備品の使用に伴う原価を記載する。
例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む)を調査対象工事の専属的使用日数で按分した金額に運転経費等を加えた額を記載する。
 - 2 メーカー名には購入業者名ではなく、当該機械・備品の製作会社名を記載する。
 - 3 利用予定日数は専属的使用日数を記載する。

※ 本様式に記載した手持機械・備品についてその保有を証明する機械管理台帳及び備品台帳等の写し及び手持機械・備品の全景が判る写真を添付すること。

5. 機械リース元一覧表

- 1 本様式は、調査対象者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について記載する。
- 2 単価の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額を記載する。
(合理的かつ現実的な金額であること。)
- 3 入札者との関係の欄には、購入した業者との関係を記載する。(例: 協力業者・同族会社等)

※ 本様式に記載したすべてのリース予定業者について、その押印及び作成年月日の記載のある見積書を提出すること。(日付が入札日以降である場合には、見積依頼書も添付すること。)

6. 過去に施工した市川市及び他機関での公共工事の実績 (過去5年程度)

- 1 本様式は、過去5年程度に元請として施工した同種の公共工事の実績について記載する。
- 2 工事が完了した(検査済)案件で、新しいものから記載する。
ただし、低入札価格調査対象案件が含まれる場合には優先的に記載すること。
- 3 市川市発注分と市川市以外の発注分に分けて記載する。
- 4 工事の概要について、明瞭かつ簡潔に記載する。
- 5 成績欄には工事成績評定点を記載すること。(通知されていない場合はこの限りではない。)
- 6 落札率について記載すること。(予定価格が公表されていない場合はこの限りではない。)

※ 低入札価格調査対象案件が含まれる場合には、その契約書頭紙の写し・入札結果一覧及び低入札価格調査対象案件になった理由書(任意様式)を作成し、添付すること。

なお、一度提出した書類の訂正・差し替えは市から指示を受けた場合を除き、認めない。